

会議要録

会議名	平成29年度 第1回八王子市消費生活審議会	
日時	平成29年6月30日（金）午前10時00分～11時05分	
場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者氏名	委員	和田清美委員（会長）、鈴木麗加委員（副会長）、西島美奈子委員、佐々木昭夫委員、西仲鎌司委員、深沢靖彦委員、田中利男委員、堤直樹委員、成瀬義雄委員
	事務局	伊比洋司市民部長、大日向由紀子消費生活センター所長 田代信之主査、中野みゆき主任、阿部浩二主任
欠席者氏名	澤谷めぐみ委員	
議題等	(1) 平成28年度八王子市消費生活基本計画の取組みの検証・評価について (2) 平成29年度第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画の取組み実施予定について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> ・次第（資料1） ・平成28年度八王子市消費生活基本計画取組みの検証・評価（資料2） ・平成29年度第2期八王子市消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取組み実施予定（資料3） 	

会議内容

1 開会

事務局：定刻になりましたのでこれより平成29年度第1回八王子市消費生活審議会を開会します。

<委嘱状交付>

<市民部長挨拶>

<「会長」「副会長」の互選>

<会長・副会長挨拶>

<配布資料の確認>

和田会長：会の進行に入ります。本日は委員10名のうちの8名の出席がございませう。八王子市消費生活条例施行規則第6条第6項の定めにより、審議会は成立しています。

次に次第「3議事」に入る前に、会議の公開・非公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することよろしいでしょうか。

<他の委員から「異議なし」の声あり>

和田会長：当会議は公開で進めさせていただきます。

事務局から、傍聴者について報告願います。

事務局：傍聴席を設けておりますが、現在、傍聴者はいません。このあと希望者があれば随時入場しますのでご了承ください。

2 議事

(1) 平成28年度八王子市消費生活基本計画の取組みの検証・評価について

<検証依頼文書手交>

和田会長：諮問を頂きました。よろしく願います。何かご質問はありますか。

<質問なし>

<事務局説明>

和田会長：平成28年度取組み実施状況と平成29年度取組み実施予定の説明がありました。平成28年度実施状況から議論を進めていきたいと思ひます。意見を願ひします。

佐々木委員：3ページ施策1-1(3)悪質商法や詐欺などに対してのところ、自己評価に「自動通話録音機貸与台数120台、平成28年度のみとあるが、この120台は回収する意味なのか。

事務局：平成27・28年度の2年間は、東京都の予算で設置し、回収ではない。ただし、例えば老人ホームへ入るなど使用しなくなれば回収するが、それまではずっと設置している。平成29年度については、八王子市の予算で設置していきませう。

鈴木副会長：1ページ施策1-1(1)の2について、先ほどの説明によると地域とのネットワーク作りは出来ているが、国の行政機関とのネットワーク作りは今年度進展がなく今後の課題であるとのこと、そこまで書いた方

がよいと思う。体言止めになっているのも中途半端だ。「概ねできている」以外の検証は、どのような評価が詳しく書いた方が分かりやすい。また、2ページ、施策1-1(3)の3の評価が空欄だ。

事務局：そこは、次のページの一番上に続いています。

鈴木副会長：警察との連携は不十分だ。被害届を受理してくれない。契約書があればすぐ民事へとなる。詐欺の手口が複雑化する中で警察の知識が追いついていない。消費生活センターから警察へ働きかけをしていかないと被害が減らない。

事務局：はい。

鈴木副会長：5ページ施策1-2(1)の2、高齢者の対策としては大体進んでいるが、障害者に関しては実績がないので今後の検討課題、そのように記述した方がよい。11ページ施策3-2(1)の1、2、相談件数は減っているという実感はない。また、件数の多寡だけで安易に評価はできない。高齢者の場合相談に来るのは本人ではなく家族。一方、ご家族がいない方、同居されていても子どもに言えない方は相談ができない。件数が減っているのは、このような事情が関連しているのかもしれない。引き続き相談内容を分析し、周知に取り組んでいくとした方がよい。

事務局：はい。

鈴木副会長：斡旋解決件数はどうでしょうか。

事務局：増えています。

鈴木副会長：それは喜ばしいことだ。3-2-(1)-2の検証には斡旋解決件数を盛り込んだらどうか。

事務局：はい。

鈴木副会長：検証は文章にした方がよい。検証しか見ない人はわからない。

事務局：はい。

和田会長：2ページ、施策1-1-(2)-2成年後見制度、権利擁護の周知で、概ねできているとあるが、参加者数とか回数を書いてあるが、周知がどのくらいされているのかアンケート調査などがあればその結果も入れた方がよい。1ページ、施策1-1-(1)-2の検証で、ネットワークづくり自体の進展がないという検証は、国の定めた見守りネットワークの構築がまだできていないのであれば、そのように記述してください。

鈴木副会長：そのようなネットワークは、他市町村で既にありますか。

事務局：消費者安全確保地域協議会という制度で、4道県、27市区町で既に設置されています。かぶるネットワークがそれぞれの自治体に既にあるので、なかなか作るのが難しい。中核市の中でもほとんどできていない状況です。

鈴木副会長：八王子市は、それを作らなければいけないのか。

事務局：はい。

鈴木副会長：自治会や民生委員、社会福祉協議会などそれぞれ個別に、生活している人に寄り添って見守りしているが、その人たちにまた消費者安全確保地域協議会で集まれということですか。

事務局：そういうことになります。

田中委員：「災害時1人も見逃さない」運動が発端で、民生委員の方でも動いている。災害が起きた時、自分の安全をまず確保する。その事態が収まったら、逃げるができない弱者を助ける分担を決め、本人の了解を得たうえで見守りをするを始めようとしている。ただ、民生委員の立場としては、誰が弱者なのかを把握しているが、個人情報の関係で町会・自治会との連携がうまくとれない。また、民生委員が見守る中で、水道の水漏れ修理で高額の料金を取られたという事例がかなりある。

和田会長：民生委員の方も町会も、いろいろなものを引き受けている。過剰負担になっている。特化したものを作るより、田中委員が述べられた災害対応なども盛り込んで貰いたい。そういう工夫を望む。

事務局：はい。

田中委員：民生委員の仕事で一人暮らしの安否確認をしている。特に団地とかマンションは隣近所の付き合いが

ほとんどない。私は団地を担当しているが、今月2件孤独死があった。今年度独り暮らしの人に実態調査を行ったが、拒否する人がいる。ここで孤独死された方は、調査を拒否をし続けていた人。調査に協力しない人の問題がある。

和田会長：消費者問題に特化したネットワークは、実態に合わせていけないといけない。独居老人の問題、災害時の問題など、地域の人にとれば対象は同じである。

事務局：はい。

鈴木副会長：地域コミュニティのネットワークづくりは進展しつつあるわけだから、国が定めようとしているネットワークについての取組みのあるなしはここで評価の中に入れる必要はないと思う。災害の見守りとか独居老人の見守りなど現状あるネットワークを生かしながら消費者被害の見守りにつなげてゆく努力も必要であるとした評価はどうか。

和田会長：そういう評価の方が、現実的で実態に合っていますね。

和田会長：ほかにありますか。

深澤委員：町会・自治会、商店会、民生委員などそれぞれの団体が様々な問題に取り組んでいますが、悲しいかな高齢者の見守りをどうしようかという横の連絡会はまだない。その件については独自で協力できることはしているという状況である。

鈴木副会長：つまり事実上は連携してないということですか。

深澤委員：そうです。

市民部長：少し体の状態が心配になってきた方につきましては、先ほどの田中委員のお話のように地域包括支援センターで情報を持っており、定期的に打合せを行っています。年1回は、必ず地域情報について打ち合わせをする会議を持つというルールになっています。色々な職種の方が集まってこの地域はどうなっているのか話し合いを行っています。

この仕組みを利用して、この会議の時に消費者被害の見つけ方、こんな点に注意して、こんな時は消費生活センターに連絡してくださいとか、このようなチラシが置いてあったら連絡くださいとか、今ご提案いただいたように既存の仕組みを使って始めていくのが有効かと思います。福祉部門でそういうルールを作っていますのでそこに消費生活センターが参加していくのは問題ないと思いますので検討したいと思います。

和田会長：町会、自治会、商工会議所と、商店会で連携がないというご意見ですから、進展がないではなく、こういう課題がある、という表現にしてもらいたい。

事務局：はい。

和田会長：検証の文章が、体言止め、疑問で終わっているところがあるので修正してください。

事務局：次回修正したものをお出しします。

和田会長：では、次回修正したものの提出して頂き、同時に意見書もお出しいただき、検討したいと思います。

(2) 平成29年度第2期消費生活基本計画・消費者教育推進計画の取組み実施予定について

和田会長：次に、平成29年度の取組み実施予定について議論を進めていきたいということであり、これについてご意見を伺います。

堤委員：3ページに食育が取り上げられています。食育に関しては保健所も取り組んでいると思うのですが、他の機関がやっていることとの連携を評価して、ここにある健康政策課とか農林課と連携していくと取組みが進むかと思います。

事務局：1ページ施策1-2-(2)-1 食の安全確保と情報提供は、保健所の中の生活衛生課が取組みとして入っております。食育も、生活衛生課が独自に計画を作っておりますので連携して進めていきたいと思えます。

和田会長:他にいかがでしょうか。

西島委員:全体的に、今年度から新しく加わった部署が紹介されていましたが、29年度の実施予定というのは、今までやってなかったことを今年度からやるということですか、今までやってたことを関係部署に引き継いだということですか。

事務局:大体は、今までも独自に取り組んでいたけれど、第2期消費生活基本計画の中に組み込んで実施していくものです。

鈴木副会長:施策の番号の中に「教」とあるものは。

事務局:第2期の基本計画の事業としては入っておらず、消費者教育推進計画の中に入ってる事業です。参考のために「教」として入れました。

鈴木副会長:これを見たとき、なんで番号がないのか疑問になる。「教」は消費者教育の教に関わるものだからあえて番号をつけないのか。

事務局:第2期消費生活基本計画の中にこの部分は細かく出てなく、その実施計画としての消費者教育推進計画にあげられている項目として一緒に検証した方が良いと思い載せました。

鈴木副会長:そうするとこの形で残るといことですね。もしそうなるなら、なにかそのように書いたほうがいいのではないか。

和田会長:基本計画にも教育推進計画にも含まれているために、ここには二重でも入れていいのではないか。消費者教育については第2期消費生活基本計画の中に入っていて評価もする。この部分はダブることになりますね。

事務局:施策2-1、2-2で番号のふってあるものは、第2期消費生活基本計画の事業です。番号のない「教」とあるのは、消費者教育推進計画にだけ載っているもので、追加してここに載せてしまったため先ほど鈴木副会長のご指摘どおり注意書きをさせていただき予定です。

鈴木副会長:ダブっている部分は、吸収されているということですね。

事務局:はい。

鈴木副会長:第1期基本計画の実施状況の施策番号と一致していますか。

事務局:1期と2期では、作りが変わっていますので一致しないところもあります。

和田会長:最終の審議会の時にはこの消費者教育推進計画も入れ込んで1冊でしたが、その後事務局で検討した結果分冊にしたんですね。1期のものと連動しています。

和田会長:では、審議会の議事についての審議は以上をもって終了します。また消費者教育推進協議会については、10分後に開始します。

平成 31 年 2 月 6 日

委員 西島 美奈子